

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、急速に変化する経営環境のなか、経営基盤の確立、競争力の追求の強化を実現するため、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、責任の明確化、内部統制システムの整備・運用、コーポレート・ガバナンスの拡充を進めております。また、会社法に基づいた株主総会、取締役会及び監査役会の運営を徹底するほか、全社プロセス及び業務プロセス上の統制活動を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に向けて公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則をすべて遵守しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称         | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 荻野 利浩          | 1,288,400 | 47.50 |
| 極東ホールディングス株式会社 | 59,900    | 2.20  |
| 東武住販社員持株会      | 56,100    | 2.06  |
| 浜本 憲至          | 52,000    | 1.91  |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 45,400    | 1.67  |
| 若杉 精三郎         | 38,000    | 1.40  |
| 荻野 しとみ         | 33,600    | 1.23  |
| 株式会社西京銀行       | 30,000    | 1.10  |
| 磯本 憲二          | 28,000    | 1.03  |
| 吉岡 裕之          | 22,700    | 0.83  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ、福岡 Q-Board |
| 決算期                 | 5 月                  |
| 業種                  | 不動産業                 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満              |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7名     |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 白水 一信 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                  | 選任の理由                                                                                                                                  |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 白水 一信 |      | 白水一信氏は、当社と会社法上及び金融商品取引法上の監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、2013年8月に退職しております。 | 企業経営の経験を有していませんが、公認会計士として多くの上場企業の監査業務に携わった経験を持ち、コーポレートガバナンスにも精通しているうえ、財務及び会計に関する相当程度の専門的な知見を有しており、財務及び会計の面から経営の妥当性を判断できると考えられるためであります。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5 名    |
| 監査役の数      | 3 名    |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は随時、それぞれの監査の実施状況について情報交換を行うとともに、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席して、経営や業務に関する情報の共有を図っております。内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換、意見交換については、四半期ごとの報告会等で情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 1 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名                 | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|                    |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 植田 文雄              | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 鈴木 朋絵 (戸籍上氏名:浜崎朋絵) | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名                 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                  | 選任の理由                                                                                                     |
|--------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 植田 文雄              |      | 植田文雄氏は、当社と会社法上及び金融商品取引法上の監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、2001年8月に退職しております。 | 公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を有しているためであります。                                                                    |
| 鈴木 朋絵 (戸籍上氏名:浜崎朋絵) | ○    | 当社との間で利害関係はありません。                                                             | 弁護士としての経験、法律に関する専門的な知識及び知見を有しているためであります。また、独立役員として同氏を指定した理由は、弁護士として高い公正性を有しており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないためであります。 |

#### 【独立役員関係】

|        |     |
|--------|-----|
| 独立役員の数 | 1 名 |
|--------|-----|

## その他独立役員に関する事項

当社は、現在、社外取締役1名及び社外監査役2名のうち1名を独立役員に指名しておりますが、今後は、事業規模等に応じて、社外取締役や社外監査役から独立役員を追加する考えであります。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は2019年8月29日開催の定時株主総会で、年額50百万円以内とする譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しております。当該報酬制度の概要は、業績目標等の指標が設定されておきませんが、当社から付与の対象となる取締役(主要株主を除く業務執行取締役)3名に対して当該報酬制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであります。譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける際には、当社と付与の対象となる取締役との間で、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること及び一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。なお、当該報酬制度の導入の目的は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年5月期における取締役の報酬は、以下のとおりであります。  
取締役 5名(社外取締役1名) 43,710千円(うち社外取締役2,670千円)  
監査役 3名(社外監査役2名) 11,580千円(うち社外監査役4,200千円)  
(注)上記には、使用人兼務取締役2名に対する使用人給与相当額15,737千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。  
当該社外取締役及び社外監査役と当社の内部統制部門との関係につきましては、社外取締役あるいは社外監査役の求めに応じて聴取を受ける、法定開示書類等を事前に社外取締役及び社外監査役へ提出する、取締役会の参考資料を事前に配布する等により、情報提供を行っております。また、内部通報制度により、社外取締役あるいは社外監査役は内部統制部門から取締役等による不正の告発を受ける仕組みがあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### (1) 業務執行、監査・監督について

#### 企業統治の体制

代表取締役社長は取締役会により選定され、会社を代表するとともに業務の執行に当たっております。経営会議は代表取締役社長から業務執行あるいは経営に関する重要事項に関する指示を受けて審議を行い、担当の各部門に指示を出しております。

内部監査室は代表取締役社長の指示を受けて、各部門を監査し、その結果を代表取締役社長等に報告するとともに、監査役会及び会計監査人と連携して経営や業務の改善に寄与しております。

また、必要に応じて弁護士等の各分野の専門家から適切な助言を得ております。

当社は、社会的信頼性の向上に常に取り組むことが上場会社の義務と考えており、この観点から、取締役の忠実義務及び善管注意義務を果たせる企業統治体制を構築してまいります。

## 会社の機関について

### a)取締役会

・目的: 会社の目指す理念・経営ビジョン等を明確にし、戦略的な方向付けを行い、取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、及び業務執行部門による迅速かつ最善の意思決定をするため、独立した客観的な立場から取締役に対する高い監督を行うことを目的としています。

・権限: 代表取締役の選定・解職、株主総会の開催等会社の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、会社の重要な資産の取得・処分、会社の重要な負債に関する事項、会社の重要な人事の異動、組織の決定、会社の予算の決定、会社の決算の承認、規程の制定・改廃等

・構成員: 荻野利浩(代表取締役)、細江直樹(業務執行取締役)、三浦直樹(同)、河村和彦(同)、白水一信(社外取締役)

・概要: 毎月1回の定例取締役会のほか、臨時取締役会が必要に応じて随時開催されます。取締役会は当社の重要な意思決定機関としてスピーディーで戦略的な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の報告等が行われております。

### b)監査役会

・目的: 監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をします。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできません。

・権限: 常勤監査役の選定・解職、監査役の選任議案の同意、会計監査人の選任・解任の決定、会計監査人の報酬に関する同意、監査の方針の決定等

・構成員: 野口英信(常勤監査役)、植田文雄(社外監査役)、鈴木朋絵(同)

・概要: 監査役会は原則として毎月1回開催され、各監査役は監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めています。また必要に応じて臨時監査役会が開催されています。

### c)経営会議

・目的: 会社経営の基本事項に関する報告及び審議をします。

・権限: 規程の審議、予算の審議、月次業績の報告、重要な事項の報告

・構成員: 荻野利浩(代表取締役)、細江直樹(業務執行取締役)、三浦直樹(同)、河村和彦(同)、野口英信(常勤監査役)、川口智之、藤堂圭一郎、篠崎眞司、椋本哲矢、長谷川勝明、原禎弘、上田徹、山澤弘弘、他代表取締役の指名した者

・概要: 原則として毎月1回開催され、取締役会に上程される予定の議案について、一部の議案もしくは臨時に上程される議案を除いて、審議されます。

### d)その他の体制図に記載されていない委員会

・リスク管理委員会: 全社横断的に各種リスクを検討・管理するために設置されております。

・懲罰委員会: 従業員の制裁に関して、その必要性、種類、程度について審議・決定するために設置されております。

## 監査・監督について

### a)監査役監査の状況

当社は、会社法に基づき、監査役及び監査役により構成される監査役会を設置しています。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しています。

監査役は、株主総会や取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、主要な拠点への往査を行うとともに、客観的な立場から取締役の職務遂行状況を監査しております。

### b)内部監査の状況

内部監査は内部監査室(2名在籍)が内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査しており、その監査結果を内部監査報告書として、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部署の長に報告する体制になっております。監査の対象となる部署の長は、内部監査報告書に対する内部監査改善報告書を作成し、代表取締役社長及び内部監査室に改善状況や改善計画について報告をしております。

監査役と内部監査室は随時、それぞれの監査の実施状況について情報交換を行うとともに、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席して、経営や業務に関する情報の共有を図っております。内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換、意見交換については、四半期ごとの報告会等で情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

## 会計監査の状況

### a)監査法人の名称及び選任時期

有限責任監査法人トーマツ

2013年8月29日

### b)業務を執行した公認会計士

中野宏治氏

只限洋一氏

### c)監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他10名であります。

### d)監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の選定に関し、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて、会計監査人の選定基準を定め、その基準に基づき、沿革と監査実績、監査実施体制、報酬水準の妥当性等の検討を行っており、その結果、本水準を満たしている有限責任監査法人トーマツの再任を決定しております。

なお、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」につきましては、「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況等を勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。なお、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を検討し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。」と定めております。

### e)監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の評価に関し、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえて、会計監査人の評価基準を定め、その基準に基づき、品質管理体制の整備状況、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について評価しました。その結果、「有限責任監査法人トーマツは、本評価基準を満たしている」と評価しております。

## (2)取締役の報酬決定等の機能について

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、2013年8月29日開催の定時株主総会において、取締役の基本報酬の報酬限度額は、年額1億円以内(使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額を含みません。)としております。

2019年8月29日開催の定時株主総会で、年額500万円以内とする譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入しております。当該報酬制度の概要は、業績目標等の指標が設定されておりますが、当社から付与の対象となる取締役(主要株主を除く業務執行取締役)に対して当該報酬制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式を発行又は処分を受けるものであります。譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける際には、当社と付与の対象となる取締役との間で、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること及び一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約

を締結することを条件としております。なお、当該報酬制度の導入の目的は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにあります。

また、2017年8月29日開催の株主総会の決議による監査役報酬限度額は、年額200万円以内であります。

当事業年度の取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内(年額1億円以内)において、2018年8月30日開催の取締役会で代表取締役社長・荻野利浩氏に一任する旨を決定しております。同氏は、当社の業績、各取締役の業務執行の状況あるいは経営への関与、取締役会における活動等を基に取締役の各報酬を決定し、2018年10月11日開催の取締役会で報告しております。

監査役の報酬は、株主総会にて決定されている報酬総額の限度内(年額200万円以内)において監査役の協議で決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会のほか、会社法の規定する機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

当社の取締役会は、業務執行取締役4名及び非業務執行取締役として社外取締役1名を選任しております。業務執行取締役4名は各自、専門知識を豊富に有しているほか、従業員を長年指導した経験を持っているという点で業務運営の資質に優れております。また、業務執行取締役は会社の経営方針等、目指すべき方向性を的確に把握し、修正する能力を有している点においても経営陣としての資質を有しております。社外取締役は、大手監査法人で長年の監査業務に関与した経験を有しており、業務執行取締役から独立した立場の意見を述べて、取締役会の有用な運営に資しております。

当社が監査役会を選択する理由については、以下の通りであります。当社は、会社法に規定する公開会社ではありますが、大会社ではありません。しかしながら、監査役会は、取締役の業務執行、取締役会の運営等、取締役の活動について多様な視点から監査できる等、メリットがあるうえ、会計監査人の選任等の権限を有する点で会社に対する監査をより有効ならしめております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                 | 補足説明                                                                                                          |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 決算業務の早期化に向けて、鋭意努力するとともに、早期発送ができるよう取り組んでおり、第36回定時株主総会の招集通知は20日前に発送いたしました。                                      |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社の決算期は5月となっており、定時株主総会については、集中日を回避して開催可能です。                                                                   |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 当社は、招集通知の英文提供を行っておりません。しかしながら、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。                                                       |
| その他             | 当社は、株主が参加しやすいように株主総会の開催場所として駅等の交通機関の発着場所の近接地としております。<br>また、総会招集通知等を招集通知の発送日の4日前に日本取引所グループ及び当社ホームページに掲示いたしました。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                     | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | <p>当社は、以下のディスクロージャーポリシーを当社ホームページ等に掲載しております。</p> <p>1. IR活動の目的と基本方針について<br/>当社は、株主や投資家のみなさまに「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでいます。金融商品取引法および証券取引所の規則などに定められる手順をふまえた業績および財務内容の発表のほかにも、経営戦略やトップマネジメントの声など、株主や投資家のみなさまにとって分かりやすく、迅速にIR情報をお届けすることを基本方針としています。</p> <p>2. 情報開示情報の開示方法について<br/>当社は、重要な会社情報などの金融商品取引法および証券取引所の規則で定められている開示項目については、証券取引所への事前説明を行った上で、同取引所の適時開示システムにて公開していきます。また、それと同時に、発表後できる限り速やかに、当社ホームページに掲載いたします。また、それ以外の情報に関しても、株主および投資家のみなさまの投資判断に役立つ情報については、自主的な開示を行い、原則、当社ホームページに掲載するよう努めております。</p> <p>3. ホームページによる情報開示について<br/>当社で開示する情報については、インターネット上の当社ホームページの「IR情報」に迅速に掲載することに努めておりますが、予期せぬ技術的な問題などによって掲載する時期が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>4. 未公開情報の取扱いについて<br/>当社が印刷物、ホームページ、電話によるお問い合わせ、マスコミからの取材などにおいて公開する情報は、すでに公表または周知となった当社に関する事実もしくは一般的なビジネス環境などに限ります。未公開情報については、一切言及いたしません。</p> <p>5. 自粛期間について<br/>当社では、決算発表資料の準備期間中に株価に影響のある情報が漏洩することを防ぐため、決算日(四半期決算を含む。)から決算発表までの期間を「自粛期間」とし、決算に関するコメントや質問への回答は控えさせていただきます。ただし、「自粛期間」中に重要な事実が発生した場合については、適時、情報開示を行います。</p> |               |

|                         |                                                                                                                 |    |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 当社は、証券会社及び証券取引所主催の個人投資家向けの説明会を年に2回以上行っております。<br>また、随時、証券会社の営業員向けに説明会を行っております。                                   | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社は、通期決算と第2四半期決算の後にそれぞれアナリスト向け決算説明会を実施しております。<br>あわせて機関投資家を数社訪問して、決算等の説明を行っているほか、海外機関投資家からのインタビューの要請を受け入れております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページにIRページを設け、適時開示情報、株主様ご優待に関する情報、あるいはその他投資家の参考になる情報等を掲載しております。                                             |    |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 管理部総務課                                                                                                          |    |
| その他                     | 公益社団法人日本証券アナリスト協会の検定会員を雇用し、投資家サイドの情報収集に努めております。                                                                 |    |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                  |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「株式会社東武住販 行動規範」を定め、顧客、取引先、株主、債権者、社員、地域社会に貢献する方針を明確にしております。                                                                                        |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 当社は、「エコモデル創造業」を事業コンセプトとして掲げており、中古住宅の再生販売を主力事業としております。当社が中古住宅の流通市場を活性化することにより、中古住宅の長期使用を促し、建て替え等による廃材の排出を抑制することになると考えております。今後とも、様々な形でエコを事業に取り入れてまいります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | ステークホルダーに対しては、適時、適切な情報開示に努めていく方針であります。                                                                                                                |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下の基本方針を決定し、体制強化に取り組んでいる状況であります。

< 内部統制システムの整備に関する基本方針 >

当社取締役会は会社法第362条第4項第6号に基づく体制の整備について、以下のとおり定め、あわせて反社会的勢力排除の体制を構築する。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、月1回以上開催する取締役会において、法令、定款及び取締役会規程等に基づき、重要な事項に関する審議・決定及び取締役の職務執行状況に関する報告を行う。取締役は、忠実義務及び善管注意義務に従い職務を執行するとともに、コンプライアンス体制の充実及び使用人の監督・指導を行う。

当社は、監査役会を設置し、監査の独立性及び実効性の向上に努める。

監査役は、各取締役及びその監督下にある使用人から、取締役の職務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況の適法性及び適正性について監査を行い、必要に応じて意見を述べる。

また、会計監査人を設置し、専門的かつ独立的な会計監査を受ける。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録については、機密等に配慮するとともに、文書管理規程に従って保存及び管理を行うものとする。

なお、上記文書・電磁的記録は、監査役からの閲覧の請求に適時応じる体制を構築する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門及びリスク管理委員会はリスク管理・緊急時対応規程に基づき、リスクの抽出・調査及び対応策の立案・実行を行う。また、連絡網を整備して、リスク管理委員会が各部門に所属する使用人から、必要に応じて情報を収集する体制を構築する。

全社的なリスクの管理については、リスク管理委員会が行い、各部門の所管業務に付随するリスクの管理については、当該各部門が行う。

リスクに関する諸問題が発生した場合は、全社横断組織として緊急対策委員会を設置し、対処する。さらにBCPを定めて、事業存続に関する緊急時のリスクを認識し、発生時に迅速に対応するため、平時より適正かつ有効な対策や対応態勢を整備し、社内にて周知することに努める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会で決定した管掌範囲において、収集された職務に関する情報の処理の迅速化、情報の伝達ルートのも最適化及び情報の共有化等を促進することで、職務執行の効率化に努める。また、取締役は、使用人に対しても、業務の効率化について、指導を行う。

各組織の業務分掌、各職位の職責及び権限は、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により明文化することで、業務分掌及び指揮命令系統を明確化する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、倫理・コンプライアンス規程に基づき、日常的なコンプライアンス意識の高揚、コンプライアンス体制の明確化を行うものとする。

また、代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、法令及び社内ルールの遵守状況等について、内部監査を行う。

さらに、内部通報体制について、内部通報規程に定め、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請がある場合には、監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人を監査役会で選任し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に委譲されたものとして、取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとする。

なお、当該使用人に対する人事評価及び懲戒をする場合には、監査役会の同意を要するものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会その他重要会議への出席、日常の監査により、重要事項の報告を受ける。

取締役及び使用人が監査役及び監査役会に報告すべき重要事項は、次のとおりとする。

- ア) 取締役及び使用人の法令違反、不正行為等
- イ) 取締役及び使用人の競争的行為、当社を相手方とする取引、内部者取引等
- ウ) 財務諸表に甚大な影響を与える緊急・非常事態
- エ) その他、当社の経営に関わる重要な事項及び当社に重大な影響を及ぼす事項

#### 8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則を運用すること等により、監査役への報告を理由に当該報告者が不利な取扱いを受けない体制を構築する。

#### 9. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。

また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、内部監査室、会計監査人等と連携することにより、監査の網羅性等を確認するほか、独自に外部専門家(弁護士、公認会計士等)に対し、その意見を求めることができることとする。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

取締役及び使用人は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を反社会的勢力排除の基本方針に掲げ、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備する。

また、反社会的勢力排除に関する社内研修の実施、外部の専門機関との連携による情報の収集等を行う。

以上

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「倫理・コンプライアンス規程」において行動規範を制定し、その中で、反社会的勢力排除に対する基本方針として、「当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体とは、断固として対決する。」と定めております。

これを受け、当社の主要な会議(全体会議等)や各拠点で実施している朝礼等の機会を利用し、その内容の説明及び唱和を行うことで、周知徹底を図っております。また、年間計画に基づき社内勉強会も実施しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務課として、運用を行っております。また、「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、取引先に対して、インターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックも行っております。

また、取引先との間で締結する基本契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

さらに、所轄警察署や各地の暴力追放推進センターとの関係を強化しており、不当要求防止責任者を選任し、届け出ております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

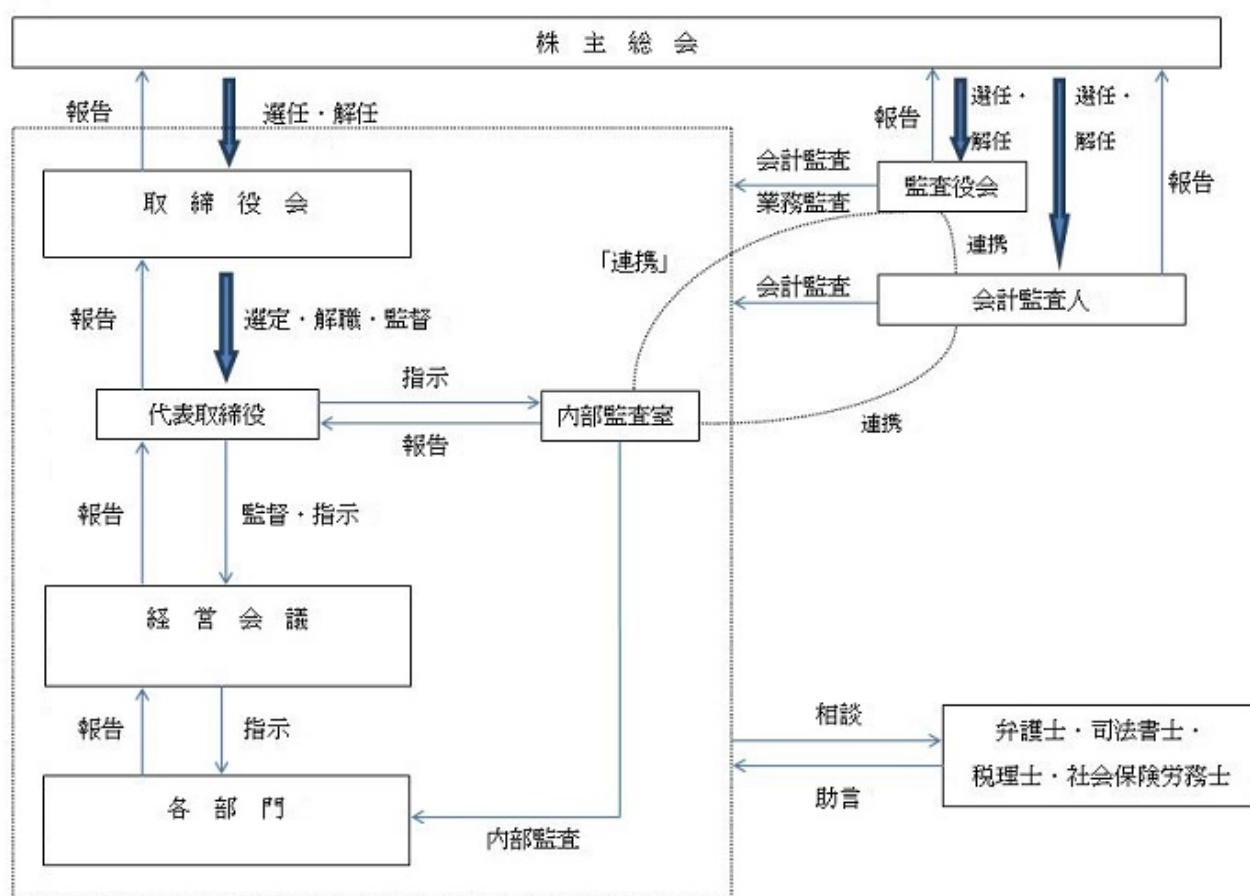
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

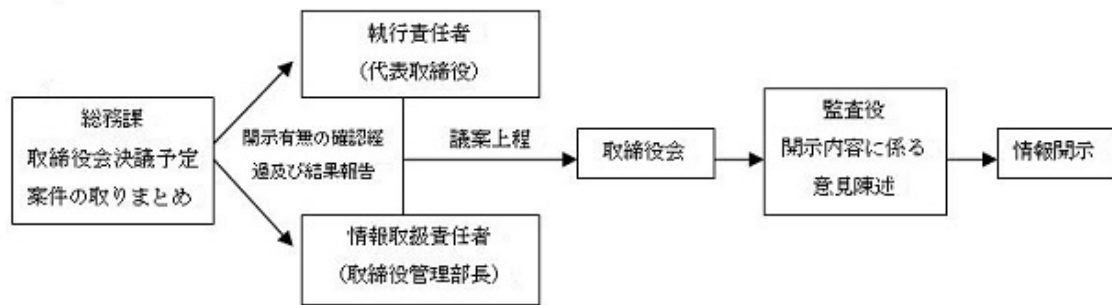
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示の体制（参考資料）】

<決定事実・決算に関する情報等>



<発生事実に関する情報等>

